

中教審「今後の学校の管理運営の在り方について」(中間報告)について(見解)

二〇〇四年二月一六日

日本高等学校教職員組合中央執行委員会

一、中央教育審議会は、二〇〇三年一二月に、「今後の学校の管理運営の在り方について」(中間報告)を出しました。全教はすでに、この中間報告についての見解(一月二六日)をだしています。これをふまえ、「中間報告」が高校教育にとって見過ごすことができない重大な問題をはらんでおり、日高教としての見解を明らかにするものです。

この中間報告は、(一) 地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校運営の在り方、(二) 民間の活力という観点から、公立学校の管理運営の包括的な委託について検討・提言がなされていますが、これらはすべて、憲法・教基法、学校教育法が示す公教育の原則を崩そうとするものです。

二、「中間報告」の「公立学校の管理運営の包括的な委託」については、学校設置者を行政から民間に移すことによつて学校自体を政府・財界の「人づくり対策」に奉仕させようとするものです。

文科省の「今後の初等中等教育改革の推進方策について」(二〇〇三年五月)の諮問は、株式会社等による学校設置、公立学校の民間委託、地域が学校運営などに参画するいわゆる「コミュニティ・スクール」の導入など「新しい時代にふさわしい学校の管理運営の在り方」の検討でした。しかしこの諮問内容は、小泉首相が座長の財界人などで構成する「経済財政諮問会議」のいわゆる「骨太方針」(二〇〇三年六月)の七つの分野の構造改革の一つとして「公立学校の管理・運営の民間委託等」で明記された中教審への検討依頼事項そのものです。また、「骨太方針」の「規制改革推進のためのアクションプラン」・一二の重点検討事項」に関する答申(総合規制改革会議二〇〇三年七月)の、「六 株式会社、NPO等による学校経営の解禁」を受けたものでもあります。「骨太方針」では、「公立学校の民間への包括的な管理・運営について、早急に中央教育審議会で検討を開始する。特に高等学校中退者を含めた社会人の再教育、実務・教育連結人材育成などの特別なニーズに応える等の観点から、通信制、定時制等の高等学校の公設民営方式について平成一五年度中に結論を得る。」としています。この「実務・教育連結型人材育成システム」は、「日本版デュアルシステム」として、「若者自立・挑戦プラン」(戦略会議―文部科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣・経済財政政策担当大臣 二〇〇三年六月)です。すでに位置づけられ、来年度は七五億円の予算措置をしているものです。「日本版デュアルシステム」とは、当面は高卒未就職者、無業者、フリーターを対象とする事業になっていますが、最終的には定時制・通信制の生徒を教育活動を理由に企業実習と称して正当な賃金を払うことなく働かせ、最終的な雇用も保障しないシステムをめざすものです。

中教審はこのようなシステムの導入を可能にするために、「今後の学校の管理運営の在り方について」の検討をしているのです。中間報告では、おもむろに、公立学校の管理運営の委託の対象に、「高等学校が適当と考える」としています。それも、「多様な高等学校教育の選択肢を提供するという観点から」考えるとしています。このようにはじめから政府・財界が決めていることを、公正さを装って理由付けをするような詐欺的なやり方は許されることではありません。これは、教基法「見直し」と同時に中教審が答申した「教育振興基本計画」の具体化そのものであり、教基法改悪の先取りです。

中教審は、この「中間報告」に先立って、各校長会から意見聴取(二〇〇三年一月一日)をしています。その際、「中間報告」で導入対象になっている全国定時制・通信制校長会をはじめすべての校種の校長会は、学校の管理運営の民間等への委託に反対しています。

日高教は、教基法第一条(教育の目的)・学校教育法第四二条(高等学校の目標)などに示された公教育の基本を「規制緩和」し、財政支出の削減をはかり、学校と生徒をもうけの道具にしかねない「民間への包括的な管理運営」に断固として反対するものです。

三、「地域が参画する新しいタイプの公立学校運営の在り方について」では、「学校運営協議会」の設置を提言しています。私たちは、教育基本法を生かす上で、生徒参加、父母・教職員そして住民の開かれた共同の学校づくりが必要だと考えています。また、全国では多くの三者協議会、四者協議会、学校フォーラムなどの共同のとり組みが広がっています。そこでは、「国民全体に対し直接責任を負う」（教基法第一〇条）教職員の専門的権能が三者・四者をつなぐコーディネーターの役割として確保されています。しかし、提言されている「学校運営協議会」の構想には多くの問題があります。

第一に、教育委員会の判断で設置が決められ、議事に関する事項を教育委員会が定め、委員の委嘱を教育委員会が行い、教育委員会関係者が委員に加わるとしています。このように「学校運営協議会」は、教育委員会直轄となり、教基法第一〇条に抵触する「不当な支配」を呼び込むシステムとなっています。

第二に、「子どもの権利条約」第二二条（子どもの意見表明権）に反して、肝心の子どもを参加対象から外していることです。先の、国連子どもの権利委員会の日本政府報告書に対する「最終所見」（二〇〇四年一月）でも、「子どもの意見の尊重を制限していることを依然として懸念」し、子どもの意見の尊重と参加する権利を保障することを勧告しています。新たに学校運営のあり方を検討するのであれば当然、勧告に従って子どもの参加を保障すべきです。

第三に、学校運営協議会の設置を、「新しい学校運営の選択肢の一つ」として位置づけていることです。中間報告では、保護者や地域住民が学校運営に参加する積極的意義が指摘されているにもかかわらず、すべての学校の運営のあり方として検討されていないことです。

第四に、共同の学校づくりの中での教職員の役割についてです。教職員は、教育活動自体の専門性が確保されなければなりません。あわせて共同の学校づくりを推進する上でも、コーディネーターとして決定的な役割を持っています。「中間報告」では、その教職員の役割については全く触れず、結論的には教育委員会がその役割を担う仕掛けをつくっています。また、そのことをおして教職員の専門的権能を薄めようとしています。

四、日高教は、公教育の解体につながる株式会社等による学校設置、公立学校の民間委託等に反対すると同時に、中教審に対して、憲法・教基法・学校教育法に基づく生徒参加、父母・教職員、住民の開かれた共同の学校づくりを支援する教育行政のあり方こそ検討すべきであることを要求するものです。同時に、今日切実に求められている三〇人学級の実現や就学保障などゆきとどいた教育をすすめるための教育条件整備をはかることを改めて文科省に求めるものです。

以上